

## 第9回熟議『学校選択制』（8月22日）Aグループ 主な意見とまとめ

## 【主な意見】

（学校選択制と指定外就学との関係）

- 選択制を取る場合と、それから選択制無しで指定校変更だけのケースでやる場合と、分けて考えないといけないと思う。
  
- 東京の指定外就学の事例を見て、指定外就学で認めている中にはものすごく大事な事があると思った。例えばクラブ活動は認めても認めなくてもという要素があると思うが、逆に、病気で継続的に病院に通わないといけないので、そのためには家ではなく、病院のそばの学校に是非行かせて欲しいというケースを指定外就学で認めているケースや、例えば家庭の事情でお父さんお母さんがいなくなって、住所地はここですけど誰もいないので、やむを得ず親戚の方とか知り合いの方がその子どもを預かっている場合、これはやっぱり認めてあげる。それから今大きな問題となっているいじめの問題、こういうのはどの制度をとるにしても、とにかく優先的に認めてあげないといけないのではないかという気がする。選択制による場合、補完的に指定外就学がある場合、区によっては選択制を導入しないという場合においても、大事なことはそういう方たち、ほかにはもちろん特別支援学級、特別支援学校に行かれる方たちは別枠で優先順位を考えてあげて、先にきちんと決めるという手続きが必要ではないかと思う。
  
- ハンデを負った方は最優先で認めるというのが前提だが、選択制で大きなものを認めるのであれば、指定外就学というのはある程度、例外的な事情について規定しておけば良いということも有りだろうと思う。
  
- もし選択制をやらないという区があれば、これはその区のご判断、ご意向によるしかないけれど、児童生徒、保護者がどう考えられるか。やらないは良いけど、もっと広げて欲しいという意見がある中、やはり指定校の変更というのは広げて認めてあげるような方向が良いのではと思う。
  
- 指定外就学と学校選択制の関係で問題だと思うのは、指定外就学でいったら、どこの学校でも好きに選ぶということよりも重い特段の事情がある。そうすると順番、この通知の順番で運用ということになると、指定外就学のほうが後にくるのがやっぱり一番問題だと思う。
  
- 選択制にしる指定外就学にしる、2番目の措置である。つまり学校選択制はまず学校を選択してもらってから変更する。指定外就学はまず行政が指定してから変更するというになっているが、中身を見ると非常に重大な人が多い。その人をまず先に意見を聴いて、その人をきちんと入学校、就学校を指定しておいて、

それからやるということが望ましいと思う。

- 選択制を取られるときにはこういう配慮をしてくださいとか、あるいは選択制を導入したい場合には、指定外就学の運用も配慮してくださいとか、留意が当然だろうと思う。当然、市の統一したルールでやらないといけないのは守口市とか堺市とか、隣接市に対する通学の緩和というのは共通のものとして固める。そのほかについては各区の実情に応じて緩やかな規定を認めないといけないのではないかと思う。
- 学校選択制を先に入れていたら、もうそっちのほうで全部が対応できるというのもわからなくもないが、指定外就学の基準というのは、特殊事情によるということが大きいと思う。
- 学校選択制が先で、指定外就学が後という順番がすごく気になる。指定外就学が子どものために特殊な事情が認められるべきという観点で言えば、先に指定外就学の基準の分があって、残りの空きがあるのであれば学校選択であれば納得がいくが、学校選択の枠をどれぐらい小・中学校で用意するかということが先にあるので、すごく矛盾があると思う。
- 選択制で例えば抽選になってあなたは通りましたよ、ではなくて、要は私学も受検したということで仮に入っていて、後で指定外の人をこの人は理由があるということで1枚入れていって、最終的に仮の人がどんどん下がって、残ったところ、というふうにしたら別に問題は無いのではないか。
- 区ごとに学校選択制の形態が変わるとか、学校選択制自体を選ぶかどうかという話になったときに、指定外就学の許可基準の変更というのは教育委員会として一定の制度として、同じものを全市でやるということと、各区で違う事情が出てくるということであれば同時にやると、すごく煩雑に思う。

(指定外就学の許可基準の拡大)

- 指定校変更の基準緩和で言いますと、基準設定の難しさはあると思っている。東京の例でも、なぜそこの学校に行くのかということは、書類が必要で、ではその時点での基準、公平さをどう保つんだというところが出てくると思う。地理的なことだけで言えば、指定校変更の基準緩和って簡単な話と思うが、実際に東京都の指定校変更の許可基準を読んでも、指定校変更の理由には医師の診断書、不動産売買契約書、源泉徴収票、勤務証明、祖父母との関係がわかる書類だとか、ここを緩くすると公平さが保たれないし、全く意味が無くなる。
- 各区で採用される選択制の有無という形態は別にして、市全体の共通の指定外就学の基準を作るというのは難しい。というのは、指定外就学をとにかく最大に

緩めておこうとなると、もう選択制をやっているところはそれは不要なことだし、むしろそれはきちんと絞ってもらって、選択制で十分達成されているのだから、特別な新入者を対象としたものでないとか、よそから入ってきたから年度内に発生した事象とか、そういうことに対する対応をきちんとして持たせておくと。それはやっぱり区ごとに対応し変えなければ、一律でやっていると、そもそも二重になってしまう。つまり広い基準にしておく選択制で抽選に漏れた場合にこっちのほうが指定外就学の基準が広いと、そこでももう1回やってもらってダブルの制度になってしまう。

(部活動による指定外就学)

- クラブ活動は、東京でも安くサッカークラブが周りにあるところとそうでないところ、ある区は住宅地でサッカー部が無いところ、といういろんな背景があるので、クラブ活動については、大阪市でも区ごとにいろんな特性があると思うので、指定校緩和をどういうふうに決めていくのかを考えると、基準設定が大事だと思う。
- 大阪の中でも（クラブ活動が）すごく活発で強い学校もありますが、先生が変わって、段々今までの活動と変わってきたとなったとき、「ある」「なし」の問題であると言っても、強くなってきたときに段々変わってくる。その矛先が校長先生に来ると負担がかかるので非常に問題だと思います。それだったら、そこを指定外とするのではなく、選択制のほうがまだ良いのかと思う。
- 例えばその中学校に行きたいと言う生徒さんを優先的に行かせましょうとなったら、どう判断するのか。ベスト8に入ったとか、この子は間違いなくプロになる素質があるというのをプロが証明するのか、そこの曖昧さはどうなるのかと思う。
- 生徒さん側に能力が有るか無いかという、実力があるかどうかということではなくて、学校側に受け入れ体制があるかどうかという問題にしたほうが良いと思う。子どもの問題ではなくて、学校の問題として。そうすると、例えばこの5つのクラブは顧問がいなくなっても存続させますとか、うちの中学校はこの5つとかこの3つにしますとかを中学校ごとに提示していけばどうか。
- 子どもの時からグラウンドがあって野球が占める、ソフトボールが占める、体育館もバレー、バスケットボールが占める。卓球はどうするのかと、運動場の取り合いになる。ここでテニス部が出来たのでテニスコートがあると。これはその学校で代々こういうスポーツをやっているところが占めてくる。剣道、柔道、それはいろいろだが、本当に小さなクラブ活動で、ということになってくると、これはやっぱり学校が考えることではないという気がするし、それを言い出したらキリが無いと思う。

- 中学校では、顧問の指導力の問題があって、その顧問が、自分が学生時代にその部活動で経験があって実技指導が可能であるということと、指導者としての指導力、この両方を兼ね備えている教員がいることは確かである。吹奏楽にしても運動部にしても、その顧問が赴任した学校が急に力量が上がって例えば吹奏楽で金賞を取る、全国大会に行く、部活動でも府の大会で優勝して全国大会に行くとか、明らかにその顧問の力量で、その学校の部活動が活性化するというのは現実問題としてはある。そういう顧問は当然有名になるので、あの先生がおられる学校に行きたいということで、実際に学校にも問い合わせが来る場合や教育委員会にも電話がある場合もある。ただ、中学校の場合は、教科担任制なので例えばサッカー部の顧問が教科が数学で転勤したとなった場合に、転勤されたら次は、数学の教員が足りないので数学の教員を入れるが、必ずしもサッカーが出来るとは限らないという、教科と指導できるクラブが一致しないというのが結構多くある。中学校の部活動が難しいというのはそこである。だから実際に中学校で今やっているのは、顧問がいなくなったときには、実際に昨年度まで教えてもらった子どもがいますので、すぐに廃部はできず、いわゆる集団指導体制ということで、何名かの者がほかの部を持ちながら、兼ねてその部を、例えば3人なら3人の先生でその子ども達が在学中はそのメンバーで見る。ただ、新しくその部の指導が出来る顧問が次の年も来ない可能性もあるので、例えば2年後にはもう廃部になるということをおあらかじめ保護者の方にもお伝えをしておくというようなことにしている。2年後に例えば新しく先生が入ってきたら、その部は存続ということになるので、そういうようなことも学校現場としては現実としてやっている。
  
- 選択制の場合は、ある意味で大雑把なところがあって、校区に住んでいるという特定事情は考慮されるけど、あとの事情は理由を付さない。こういう事情だから第1希望にしますということは何もない。その中で希望を認めて、多かっただけなら抽選にすると、こういうふうな公平の保ち方をしている。そういう意味では確かにキリが無いということに関しては、解決法のひとつかもしれない。例えば、クラブ活動と言うけど、僕はこの学校は教え方がこういうふうになっているからこの学校が好きなんだとか、いろいろ諸事情があると思う。園芸活動をやっているからいいんだとか、あの先生がいるからとか、いろんなことがある。それをいちいち優先順位が付けられないと、そのへんのところとはとにかく聞かないで、とにかくこうやろうという選択制の特徴の強みのようなものはあると思う。一方で、指定外就学というのは非常に大事な役割で、厳格に順番を付けてやらないといけない。クラブ活動をどの程度に入れるのか、学校が綺麗だからとか、この先生がいるからとか、順位をどうつけていってどこまで認めるか、あるいはいっぺんに出てきてどれを認めてどれを認めないとするか、非常に難しい。そうすると、これもまた抽選にしようか、ということになってしまう。
  
- クラブ活動だったら、他市では近くの学校にクラブ活動のときだけ行くということが認められています。そういうふうに、例えばこの学校は今吹奏楽が強いから

らここに行きたいというのであれば認めるという、学校自体が変わるのではなくて、クラブ活動だけを別活動にする、それを保護者に責任を持ってもらうようにするとか、そういう仕方だけでもいけるのかなという気はしている。

- （選択制と指定外の）発想が逆だと思う。選択制だったら自分が住んでいるところがあって、何らかの理由でこの学校へ、隣の学校だったら隣の学校へ行きたいと。だから積極的に選択する。ところが指定外就学の場合は逆で、今、行かないといけな学校に何らかの不都合があるから違うところへ行かせて欲しいという発想である。例えばクラブ活動だったら、自分が行かないといけな中学校にバスケットボール部が無いと。小学校のときにミニバスをやっていたのに、続けてやりたいのに無いと。隣の学校に行ったらバスケット部があるから、そういう時にバスケット部があるところに行かせて欲しいという希望だと思う。こっちが不都合だから。だから、優先順位がどうか、クラブの先生が優秀だからここへ行かせて欲しいというのは指定外就学のやり方ではないと思う。
- 指定外就学で常に使われているのは、特段の事情という言葉で、非常に厳格なところがある。それだけに優先的に認められるだろうし、要件も厳しい。いろんな証明書を出させたりとかしているところがある。それにクラブ活動を認めて良いのかという疑問もある。
- クラブ活動に関しては、いろんな学校側の事情もあるので、例えば学校を選ぶ、学校ごと変わるとかではなくて、クラブ活動だけを緩和するとかという方向で、指定外就学とは関係ないけど、そういう方向で緩和するということがひとつあると思う。
- 学校選択制の主旨からすると、クラブ活動は学校選択制のほうで考えるべきことであって、指定外就学のことからは外さないといけないと思う。クラブ活動どうこうというのは、いわゆる各学校での特色ある学校という観点で判断すれば良いことであって、指定外就学は、特殊な事情がある場合に限って校区と違う学校へ行くことを認めると、それは子どものためだという観点である。クラブ活動はそういう観点からすると、ズレているなと思う。だからこれは選択制のほうで考えるべきもので、指定外就学からは部活動はもう外すと言わないと、混乱が起これると思う。部活動となったら相当希望者が出る可能性があると思う。そこはやはり原則、今まで守ってきたルールは守らないと、校区そのものがぐちゃぐちゃになってしまうと思う。
- 保護者の意見を聴かないというのはちょっとおかしいと思っている。まず真っ先にその中で聴く順序があって、皆さんの中でハンデがある方はいらっしゃいませんかと、病院に子どもが通っている、治療を受けている、そこの学校へ行きたいというふうな特別な事情、特段の事情がある方はまず真っ先に手を挙げてくだ

さいというのをまず募って、それで定員をある程度予測が出る。それから次に地元の方の推測が出る。人数的に学校の作業のところになるけれども。そうすると後の残りの人数が出てくるということの見通しのもとで、選択制をやる場合は、あと、これだけの空きがありますからやってくださいと。その中は、順番が入って、クラブ活動なんかは最初に手を挙げるところのグループに入らないのではないかと思います。

- (就学) 通知書が来るじゃないですか。で、こういうことがわかっている人がどれだけいるのかと思うんです。だからわからずここに行くだろうと。入って、どうだこうだと文句を言う人。で、わかっている人は最初から指定外で行かせて欲しいとか。それで、一番がこの引っ越しをして、きょうだいも、下が残って違う学校に行くと、上の子だけがこの学校に残るといのがやっぱり一番苦勞されているところなんです。親は一人しかいないので、あっちもこっちも行かないといけない。下が低学年で上が6年生とかになったら、いる間は一緒に行けるんですけど、例えば同じ学校にいても、上の子が中学校に行ったときに、その学校からの距離とかもあるので、そういったことは考えていってあげないといけないとは思いますが、親からしたら同じ学校に出来たら通わせて欲しいと非常に言われるので。その制度も知っている、引っ越しをしようと言ってからわかられる保護者もいるので、実際にどこまこの制度を理解されているのか。

(学校選択制及び指定外就学のメリット)

- 学校選択制のメリットという意味ではなくて、絶対保障されないといけない権利というものがあって、その選択権があるんですよということも、学校選択制および指定外のメリットとして挙げておかなければならないことだと思います。自分が行きたい所に行けると、そういう権利を主張することができて、それが最大限認められるということも、反対論はあると思いますが、学校選択あるいは指定外を選ぶ人の固有の権利としてあるんじゃないかということも、どこかに触れておかないと、これはすべて学校づくりを推進させるとか、保護者の関心が高まるとかという、何とかサービスを提供する側の論理ばかりであって、サービスを選ぶ子どもの立場に立った視点からのメリットではないような気がする。
- もし学校選択を区ごとの対応にするといった時には、指定外も区ごとにやるということにならざるを得ないです。セットでやるのですから。指定外だけは大阪市全域でやって、選択だけは区ごとにやるのはあり得ないです。同時進行の場合は。だからそれは良いのか悪いのかの議論ではなくて、もし同時進行になった場合は、指定外についても区ごとで決定というか、方向性を出すというメリットというかデメリットというか、人によって捉え方が違いますけれども、そういうことも熟議の結果、もし仮にデメリットとしたらそういうデメリットもありますよと、そういうことを提示することが住民にとってわかりやすいと思う。

(適正就学の取り組み)

- 適正就学に関しては今までどおりで良いのではないか。ルールを守らない人に対して、ルールをちゃんと守りましょうということです。

(学校と地域との関係)

- 風評という意味で言えば、この熟議での議論もすごく慎重にならないといけないと思います。ここでの議論が流れて、それが風評になってはいけないと思っております。例えば学校と地域との関係ということでいろいろ列挙がされてあって、これは撤退したところを中止とした理由付けになっているので、どうしてもデメリットが強調される傾向になっております。本当にこれがすべてかというところの誤解は解いていかないといけないと思います。例えば具体的には、保護者の自治会等組織への参加の気持ちが希薄になっているとか、地域と学校との関係が希薄になっているとかいうことは、これは日本全体が抱える少子化とか、あるいは核家族化による帰結であって、果たして学校選択制が原因だったかというのは、おそらく実証的な検証はないはずなんです。もし実証的な研究成果があるのでしたら、それはここで出して、選択制が導入されたことによって、それが原因で学校と地域との関係が希薄になったというのを客観的に、実証的に議論する価値はあると思いますが、これだけが強調されると、これを見た住民の方が本当にそうなのかなと、それもひとつの風評になってしまう。必ずしもこういう整理が正しいとは言えないし、実証研究は私が知る限りでは無い。

(その他)

- 必ず子どもの意思確認の仕組みを入れてあげないと駄目だと思います。どうしても学校選択制の場合は、保護者の方の意向がかなり強く働くと思うが、最終的に学校選択制の場合には、校区を越えて別の学校に行く可能性がありますので、そうなった時に友達関係が希薄になってしまうというようなことが、もしも子どもが辛い思いをした時に、子どもがその学校で上手く学校生活を送れなくなる可能性がありますので、やはり最終的には本人が自分の意思でこの学校を選択するんだという、そういう意思確認の仕組みをぜひとも入れていただきたいと思う。